

◇週休日の振替の考え方について

【注意すること】

振替は勤務日と同一週に取得すること。

取得できない場合は、週休日の勤務は命じられない。

【3月】

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
24	25	26	27	28	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

【4月】

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

例1: 4月13日(土曜日)に勤務を命じる場合

同一週で休日の振替を取得する必要があるため、4月7日(月)～4月12日(金)のいずれかで休みを取得しなければならない。

従って、週休日振替簿は、その前の週の4月5日の金曜日、15時までに人事グループに提出することになる。

例2: 4月14日(日曜日)に勤務を命じる場合

同一週で休日の振替を取得する必要があるため、4月15日(月)～4月19日(金)のいずれかで休みを取得しなければならない。

従って、週休日振替簿は、勤務する日の前の4月12日の金曜日、15時までに人事グループに提出することになる。

◇上記のとおり、土曜日に勤務を命ずる場合のスケジュールはタイトになっているので、土曜日の勤務を命ずる場合は特に注意すること。

◇特例: 同一週内に振替ができない特別な事情がある場合

所属長が同一週内に振替ができない特別な事情があると認める場合は、勤務日の4週間以前又は4週間以後までの振替を認める。

例1の場合 4月13日(土)に勤務する場合 → 3月17日(日)から4月12日(金)までに事前取得
又は → 5月10日(金)までに事後取得

例2の場合 4月14日(日)に勤務する場合 → 3月18日(月)から4月13日(土)までに事前取得
又は → 5月11日(土)までに事後取得